第二条第四号の三のイモビライザ	第九十七号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○			○					○	○		○		○			○	○
	第百十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○	○		○	○
第二条第五号の制動装置 第二条第五号の二の制動装置	第十三H号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十一改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○	○
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の燃料タンク 第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置 第二条第五号の七の衝突時の車両火災防止装置	第三十四号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○			○	○
第二条第五号の八の電波障害防止装置	第十号第五改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○		○	○
第二条第五号の九の原動機用蓄電池 第二条第五号の十の感電防止装置	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	○
第二条第五号の十一のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 第二条第五号の十二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○		○	○	○		○		○			○	○
第二条第六号の自動車との側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の乗員保護装置	第九十五号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○		○		○			○	○
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の乗員保護装置	第百三十五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装	第二十六号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○	○
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	第二十六号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○	○
第二条第九号の外装のアンテナ	第二十六号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○	○
第二条第十号の突入防止装置	第五十八号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○		○	○